

平成23年 東日本大震災

は災害支援のお知うせ

このたびの、東日本大震災により被災されました皆様に は、心からお見舞い申し上げます。

このお知らせは、被災された方々が一日も早く安全・安心 な生活を再建できることを願い、そのための支援制度等をま とめたものです。

受付は、各担当課で行ないますので、詳しくは各担当課へ お問い合わせください。

がんばろう 日本! がんばろう 名取!

宮城県 名取市平成23年 5月

◆支援制度連絡先一覧(市役所)

P.3

もくじ

◆り災証明書・り災届出証明書	につい	Ç P.4		
◆被災者支援策について				
1.経済・生活面の支援		(6)医療費や介護サービス等の減免等		
(1)被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金		■①介護保険サービス利用料の減免	P.21	
■①被災者生活再建支援金	P.5	■②障害福祉サービス等利用者負担金の支払猶予	P.21	
■②災害見舞金	P.7	■3各種健診個人負担金の免除	P.22	
■③災害障害見舞金	P.7	■④被保険者証がなくても医療機関を	P.22	
■④災害弔慰金	P.8	受診することができます		
■⑤日本財団による東日本大震災にお		■⑤ 医療費自己負担額の支払いが猶予されます	P.22	
ける弔慰金・見舞金	P.9	■⑥乳幼児医療助成制度の所得制限の特例	P.23	
		■⑦母子・父子家庭医療費助成制度の)	
(2)当面の生活費資金や生活再建の資金		所得制限の特例	P.23	
■①災害援護資金貸付	P.10	■⑧心身障害者医療費助成制度の所得		
■②母子・寡婦福祉資金貸付	P.12	制限の特例	P.24	
() — !»				
(3)子どもの養育支援		2. 住まいの確保・再建のための支援		
■①市立幼稚園保育料および手数料の減免	P.12	(1)融資制度		
■②就学援助費の助成	P.13	■①住宅の建替え・購入・補修に関する融資	P.25	
■③児童扶養手当の所得制限の特例	P.14	(a)TEUL AA		
■④保育所保育料の減免	P.14	(2)現物支給	ם מר	
(4)おみり伊隆州等のは名・従る		■①住宅の応急修理制度	P.25	
(4)税金や保険料等の減免・猶予 ■①固定資産税・都市計画税の減免	P.14	2 曲针海类本 由小人类体人の主任		
■ ② 個人 市県民税・国民健康保険税の減免	P.14 P.15	3. 農林漁業者、中小企業等への支援 (1)農林漁業者向け融資制度	•	
■ ③軽自動車税の課税止措置	P.15 P.15	■①水産業制度資金	P.26	
■●経自動車税の課税工作員 ■④市税の納期の延長	P.15	■①水產業前及資金 ■②農業近代化資金	P.26	
■ (5)公的年金からの市県民税・国民健康保険税・介護	1.13	■③農林漁業セーフティネット資金	P.27	
保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収の中止	P.16	■ ④ 農業経営基盤強化資金 (スーパー L 資金)		
■⑥土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、	1.10	■ ⑤ 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	P.28	
固定資産課税台帳の閲覧	P.16		1.20	
■②国民健康保険税の納期延長・暫定賦課の中止		(2)中小企業者向け融資制度		
■⑧納税の相談	P.17	■①災害に対する資金繰り支援	P.29	
■ ②介護保険料の減免・徴収猶予	P.17	■②中小企業向け融資制度	P.30	
■⑩国民年金保険料の免除	P.17			
■①国民年金保険料の減免	P.18	(3)勤労者向け融資制度		
■②平成22年度後期高齢者医療保険料第		■①勤労者に対する融資制度	P.30	
9期分(普通徴収)の納期限の延長	P.18			
■13平成23年度後期高齢者医療保険料の減免	P.19	4. その他の支援		
■ 14平成 23 年度後期高齢者医療保険料の徴収猶予	P.19	■①なとりさいがいFM		
		「なとらじ はちまる・いち」	P.31	
(5)水道料金・下水道使用料等の減免		■②平成 23 年東日本大震災による		
■①水道料金等の減免	P.20	市内の被害状況	P.31	

支援制度連絡先一覧(名取市役所) ☎022-384-2111

部署	名	係名	内線番号・電話番号
総務部 政策	6企画課		332 • 333 • 334
総務部 税	务課	●市民税係	166 · 167 · 168
		●固定資産税係	162 • 163 • 169 • 176
		●納税推進係	164 • 165
健康福祉部	社会福祉課	●生活支援給付部	☎022-383-6232
		●庶務係	142
		●福祉係	143 • 149
		●こども福祉係	145
健康福祉部	介護長寿課		152 • 156 • 134
健康福祉部	保険年金課	●国民健康保険係	123 • 124 • 125 • 126
		●医療年金係	121 • 122 • 132
		●後期高齢者医療係	系 121・122・132
健康福祉部	保健センタ-	_	☎022-382-2456
生活経済部	農政課		414
生活経済部	商工水産課		403 • 404
教育部 学校	交教育課		624
水道事業所		●料金係	242 • 243
農業委員会	事務局		420 • 421 • 422

◎このお知らせは、各支援制度を取りまとめたものです

り災証明書の被害判定区分により支援内容が異なる場合があります。又、り災証明の有無に 関係なく支援対象となる場合もありますので、それぞれ各制度の内容をご確認願います。

り災証明書・り災届出証明書について 📵



総務部 政策企画課 内線332·333·334

1.り災証明書:

り災証明書は、市が被害のある方の申請によ り実際に居住に用いられている建物及び人が居 住していない建物や事業所などの被害状況の調 **杳を行ない、確認した事実に基づき発行する証** 明書で、税の減免申請や各種支援等の申請など に必要となる場合があります。

2.り災届出証明書:

住家以外の家屋、カーポート、家財、自動車 等は、保険金請求などに必要となる場合があり ます。

3.被害状況調査:

被害状況調査は、市が「災害に係る住家の被 害認定基準運用方針」(内閣府)に基づいて、 建物所有者等からの依頼を受け、建築物の損傷 の程度及び状況を調査し、被害度区分判定を行 なうものです。

①全 壊:

建て直しをしなければならないような状態を いいます。

【被害の認定基準】住家がその居住のための

基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、 流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が **其だしく、補修によりもと通りに再使用するこ** とが困難なもの。

2大規模半壊:

ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修 をしなければ居住が困難な状態をいいます。

【被害の認定基準】居住する住家が半壊し、 構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な 補修を行わなければ当該住家に居住すること が困難なもの。

❸半 壊:

住家の損害は甚だしいが、補修をすれば元通 りに使用できるものをいいます。

【被害の認定基準】住家がその居住のための 基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ ち、住家の損傷は甚だしいが、補修をすれば 元通りに再使用できる程度のもの。

4一部破損:

全壊、大規模損壊及び半壊に至らない程度の 住家の破損で、補修を必要とする程度のものを いいます。

農地「り災証明書」の発行について 📵



農業委員会事務局 内線 420・421・422

1.り災証明書:

平成22年3月11日の東日本大震災の津波によ り、がれき推積、海水流入、表土流失、汚泥堆 積等の被害を受けた農地に対し、申請により り災証明書を発行します。

2.手続き方法:

農業委員会事務局で申請を受け付け、発行し ます。

3.必要なもの:

印鑑(無ければ拇印)

4.注意事項:

- ① 土地の所有者に対する固定資産税の減免等 に使用するための手続きです。
- ② 直接津波で被害を受けた農地が対象です。

被災者支援策について

1 経済・生活面の支援

(1)被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金

①被災者生活再建支援金

ひ支援の内容:

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(被災世帯)に対し支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

□対象となる被災世帯:

名取市内に居住の世帯で、震災により、

- 1. 住宅が全壊した世帯
- 2. 住宅が大規模半壊した世帯
- 3. 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
- 4. 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」と なります。

□申請期限:

- 基礎支援金平成24年4月10日まで (被災のあった日から13ヶ月の間)
- 加算支援金平成26年4月10日まで (被災のあった日から37ヶ月の間)

☑支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)
- B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) (単位:万円)

X	分	A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)	計A+B
	全		建設·購入 200	300
世帯	全壊 世帯	100	補修 100	200
世帯の構成員が複数)	帯		賃借 50	150
置が帯	半十		建設·購入 200	250
複数数	半壊世帯帯	50	補修 100	150
	帯 ^疾 		賃借 50	100
	全		建設·購入 150	225
世帯	全壊世帯	75	補修 75	150
の単数	帯		賃借 37.5	112.5
の構成員が単数世帯	= 半 _	建設·購入 150	187.5	
世帯の構成員が単数		壊	補修 75	112.5
	帯に		賃借 37.5	75

- ※住宅が「半壊」又は「大規模半壊」の、り災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。
- ※賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居 は除きます。

□提出書類

A 基礎支援金

すべての世帯

- 1. 被災者生活再建支援金支給申請書
- 2. り災証明書(市役所政策企画課で発行 ※火災の場合は消防署で発行)
- 3. 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項 証明書(世帯員全員のもの)
- 4. 振込口座の通帳の写し (金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分)

住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯 (上記1から4に加えて)

5. 滅失登記簿謄本 (閉鎖登記事項証明書) 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解 体した世帯 (上記1から4に加えて)

<u>敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体</u> した世帯(上記1から5に加えて)

6. 敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書等の写しなど)

B 加算支援金

すべての世帯

7. 住宅の建設・購入・補修・又は賃借が確認で きる契約書等の写し

☑注意事項

- 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸 住宅に居住の場合も対象となります(住宅の所 有者が実際に居住していない場合は対象となり ません)。
- 基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要 はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の 再建方法が決まってから加算支援金の申請をす ることができます。

- •加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります(2回目に「補修」で申請する場合も同様)。
- 申請書の受付後、不足の書類があった場合など、 あらためてご連絡させていただく場合があります。

□支援金の支給

申請書は、名取市での受付後、宮城県を経由して、本制度の実施機関である「財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部(被災者生活再建支援法人)」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※単身世帯の方が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなられた場合は、支給されません(支援金は相続の対象とはなりません)。

お問い合わせ先

相談·申請窓口

(4月中は土曜・日曜・祝日も開設致します) 〒981-1290 名取市増田字柳田570-2 仙台法務局 名取出張所2階 電話相談窓口 ☎022-383-6232

受付時間

- 窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

郵送の場合の送付先

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2 名取市健康福祉部 社会福祉課(生活支援部給付部)

②災害見舞金

健康福祉部 社会福祉課 内線 142

△支援の内容:

平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に被害を受けた世帯 (被災世帯)に対し見舞金を支給し、生活の再建 を支援するものです。

☑対象となる方:

名取市内に居住(住民登録)の世帯主で、震災 により、

- 1. 居住する住宅が全壊・全焼した世帯
- 2. 居住する住宅が大規模半壊した世帯
- 3. 居住する住宅が半壊・半焼した世帯
- ※世帯主の方が亡くなられた場合は、その世帯を 構成していた方がいる場合、支給されます。

□災害見舞金の額:

全壊・全焼、大規模半壊した世帯

10万円

• 半壊・半焼した世帯

5万円

□提出書類:

- 1. り災証明書
- 2. 印鑑

△注意事項:

自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の 賃貸住宅に居住の場合も対象となります。

お問い合わせ先

〒981-1292 名取市増田字柳田80 名取市役所1階 相談室2

受付時間

9時00分から17時00分

③災害障害見舞金

△支援の内容:

平成 23 年東日本大震災により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。

- 被災時の主たる生計維持者が重度の障害を受けた場合: 250万円
- その他の方が重度の障害を受けた場合: 125 万円

△対象となる方:

災害により下記の障害を受けた方です。

- 1. 両眼が失明したもの
- 2. 咀嚼機能及び言語の機能を廃したもの
- 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

健康福祉部 社会福祉課 (生活支援給付部) ☎022-383-6232

- 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6. 両上肢の用を全廃したもの
- 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8. 両下肢の用を全廃したもの
- 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における 当該重複する障害の程度が前各号と同程度以 上と認められるもの

□提出書類:

- 診断書(指定様式)
 - ※指定医による記入が必要です。
- 災害障害見舞金に係る受領申出書(様式1)
- 口座振込依頼書 (様式 2)
- 振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、 口座番号が印字された部分)

☑注意事項:

- 「当該障害に関しその方が業務に従事していた ことにより支給される給付金その他これに準ず る給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支 給される場合、災害障害見舞金は支給されませ ん。(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規 則等に基づき支給される賞じゅつ金等)
- 後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。
- お申込みから支給までは2ヶ月程度かかります。振込予定日は通知いたします。

お問い合わせ先

相談・申請窓口

(4月中は土・日・祝日も開設いたします)〒 981─1290 名取市増田字柳田 570─2仙台法務局 名取出張所 2 階

電話相談窓口 ☎ 022-383-6232

受付時間

- •窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

郵送の場合の送付先

〒 981-1290 名取市増田字柳田 570-2 名取市健康福祉部 社会福祉課(生活支援部給付部)

4 災害弔慰金

健康福祉部 社会福祉課 (生活支援給付部) 2022-383-6232

△支援の内容:

平成23年東日本大震災により死亡された方のご 遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

- 受給する方の主たる生計維持者が死亡した 場合: 500 万円
- その他の方が死亡した場合: 250 万円

□対象となる方:

支給順位	対象者	
1		配偶者
2	死亡された方によっ	子
3	て主として生計を維	父母
4	持されていた	孫
5		祖父母
6		配偶者
7		子
8	上記以外	父母
9		孫
10		祖父母

※「主として生計を維持されていた」場合とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法上にいう控除対象配偶者及び扶養親族となる方をいいます。

◆提出書類:

- 災害弔慰金に係る受領申出書(様式1)
- 口座振込依頼書 (様式 2)
- 受領される方の身分証明書の写し(運転免許証、 健康保険証、年金証書等)
- 死亡診断書(検案書)等の写し
- 振込口座の通帳の写し(金融機関名、取引店名、 口座番号が印字された部分)

☑注意事項:

- 「当該死亡に関しその方が業務に従事していた ことにより支給される給付金その他これに準ず る給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支 給される場合、災害弔慰金は支給されません。 (警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等 に基づき支給される賞じゅつ金等)
- 後日、電話等で状況を確認させていただく場合 があります。
- お申込みから支給までは早くても 2 ヶ月程度 かかります。振込予定日は通知いたします。

お問い合わせ先

相談・申請窓口

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2 仙台法務局 名取出張所2階 電話相談窓口 ☎022-383-6232

受付時間

- 窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

郵送の場合の送付先

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2 名取市健康福祉部 社会福祉課(生活支援部給付部)

⑤日本財団による東日本大震災 における弔慰金・見舞金

△支援の内容:

平成23年東日本大震災により、死亡・行方不明にある方の親族と認められた方に対し、日本財団より、弔慰金・見舞金を支給し、生活の再建を支援するものです。

□対象となる方:

被害を受けた当時(3月11日)名取市内に住所 を有していた方(住民登録)の方で、震災によ り、死亡・行方不明となられた方の親族の代表者

親族とは

原則として、配偶者又は1親等の方となりますが、同居していた等、生計を共にしていた親族も対象とします。

□ 弔慰金・見舞金の支給額:

• 死亡者 • 行方不明者 お一人あたり 5万円

□提出書類:

- 1. 受取人の身分を証明するもの(運転免許証・ 保険証など
- 2. 受取人の印鑑
- 3. 死亡届のコピー(持参可能な場合)
- 4. 死亡者・行方不明者との関係を示す証明書 (持参可能な場合)

□支給日時:

平成23年4月26日似から 平成23年4月29日 金まで

※今回支給を受けられなかった方に対しても、 後日、広報等で日時をお知らせして、再度受付を行いますのでご安心願います。

→支給場所:

仙台法務局 名取出張所 2 階 名取市増田字柳田570-2

お問い合わせ先

日本財団・災害支援センター 電話 0120-65-6519

受付時間

9時00分から17時00分

(2)当面の生活費資金や生活再建の資金

①災害援護資金貸付

健康福祉部 社会福祉課(生活支援給付部) ☎022-383-6232

△支援の内容:

平成 23 年東日本大震災により、世帯主の方が 負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の 生活の立て直しを支援するため、名取市において 災害援護資金の貸し付けを行います。

□対象となる世帯及び貸付限度額:

次の1から3に該当する世帯が対象です。

- 1. 被災日(平成23年3月11日)現在で、名取市内 に住所を有していた世帯
- 2. 以下の損害及び程度のいずれかに相当する 世帯

障害の種類・程度 及び貸付限度額	世帯主が負傷し療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合	世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合
家財及び住居に損 害のない場合	150 万円	_
家財のおおむね 1/3 以上が損害を受け た場合	250 万円	150 万円
住居が半壊・大規 模半壊の場合	270 万円 (350 万円)	170 万円 (250 万円)
住居が全壊の場合	350 万円 (350 万円)	250 万円 (350 万円)
住居の全体が滅失・ 流失の場合	350 万円	350 万円

※住居の損害について

- 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、() 内の金額となります。
- 住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

※世帯主の負傷について

宮城県内での震災による負傷が対象となります。

3. 世帯の平成21年分の総所得額が次に定める額 未満の世帯

世帯人数	総所得額※	
1人	220 万円	
2人	430 万円	
3 人	620 万円	
4人	730 万円	
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円 を加えた額	
クロクはかがま オルトと担クは 単世を制にも		

|住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にか |かわらず、1,270 万円

※総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

□貸付条件:

利 率:年3% (据置期間中は無利子)

据置期間:3年(特別の事情(※1)がある場合

は5年)

償還期間:10年(据置期間を含む)

償還方法:年賦 又は 半年賦

元利均等償還(繰上げ償還可)

連帯保証人(※2):1名必要

※ 1 「特別な事情」について 被災により世帯主の方が死亡した場合や住居 が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合 などが該当します。

※2 「連帯保証人」の要件について

- ① 行為能力者であること
- ② 弁済の資力を有すること
- ③ 原則として名取市内に居住している方であること
- ④ 借入申込人と同一世帯の方でないこと
- ⑤ 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- ⑥ 連帯保証人が、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

□申込みと提出書類:

申込人について:

申込人は、被害を受けた世帯の世帯主(主として、その世帯の生計を維持する方)です。

申込期間:

平成 23 年 5 月 16 日 別から 平成 23 年 6 月 30 日 水まで

必要書類:

以下の表のうち、○印のものは必ず、△印の ものは状況により必要な書類です。被災の状況 により、その他の書類の提出をお願いする場合 があります。

申込みに必要な書類	申込人	連帯 保証人
①災害援護資金借入申込書 (所定のもの)	0	
②住民票の写し又は外国人登録原票記 載事項証明書 ・申込人は世帯全員のもの、連帯保 証人は本人のものが必要です。	0	0
③平成 21 年分所得証明書(平成 22 年 1月1日時点の住所地で取得することとなります) ・申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものが必要です。	0	0
④平成 22 年分給与所得の源泉徴収票 又は所得税確定申告書の控え		0
⑤診断書(医師の療養見込期間及び療養概算額を記載したもの) ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合に必要です。	Δ	
⑥り災証明書(市役所政策企画課で発行 ※火災の場合は消防署で発行) ・住居に半壊以上の被害がある場合 に必要です。	Δ	
⑦保護証明書(市役所社会福祉課で発行) ・生活保護受給世帯の場合に必要です。	\triangle	

☑注意事項:

審査について:

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に

応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。申請期間内に複数回にわたる申し込みは出来ません。

貸付の決定について:

審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「災害援護資金貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「災害援護資金貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、1ヶ月程度かかります。

借用書等の提出について:

貸し付けの決定を行った方には、あらためて 窓口までお越しいただき、次の書類を提出して いただきます。なお、詳しい手続き方法につい ては「貸付決定通知書」にてご連絡させていた だきます。貸付金の振り込みは、借用証書等が 提出されてから約3週間後となります。

- 1. 災害援護資金借用書
- 2. 預金口座振替依頼書及び通帳のコピー
- 3. 借受人の印鑑
- 4. 印鑑証明書(借受人のもの)
- 5. 印鑑証明書(連帯保証人のもの)

お問い合わせ先

相談•申請窓口

受付時間

〒 981-1290 名取市増田字柳田 570-2 仙台法務局 名取出張所 2 階 電話相談窓□ ☎ 022-383-6232

- •窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

※郵送での申請は受け付けておりません。

②母子・寡婦福祉資金貸付

健康福祉部 社会福祉課 こども福祉係 内線 145

試制度の概要:

- 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
- •貸付限度額等は次のとおりです。

貸付限度額	150万円以内(目安)
貸付利率	年 1.5%
据置期間	6ヶ月以内
償還期間	6 年以内(目安)

☑活用できる方:

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。

1 貸付対象

- (1) 配偶者のいない女子で20歳未満の児童を 扶養している方(母子家庭の母)
- (2) 寡婦(かつて母子家庭の母だった方)
- (3) 父母のない児童
- (4) 配偶者のない女子が扶養する児童
- (5) 40歳以上の配偶者のいない女子であって 児童を扶養していない方
- (6) 母子福祉団体

2 住宅資金

母子家庭の母又は寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築又は増築する場合、或いは自ら居住するため、自ら所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付けるものです。(土地又は借地権の取得に必要な資金は、住宅の建設・購入に付随して行う場合のみ対象となります。)

3 保証人

県内に居住し、一定の収入のある独立生計者1 人又は2人が必要です。(資金の種類によって異なります。)

4 貸付申請窓□等

貸付けを希望される方は、県の保健福祉事務所 (地域事務所)の母子・障害班に御相談ください。

お問い合わせ先

県保健福祉事務所

仙台保健福祉事務所(母子支援班)

〒 985-0003 塩釜市北浜 4-8-15

3 022-363-5507

(3)子どもの養育支援

①市立幼稚園保育料および手数料の減免

教育部 学校教育課 内線 624

災害、その他特別の事由により市立幼稚園保育料および手数料を減免します。

☑対象者となる方:

震災により次のいずれかに該当する場合

1. 所有又は居住する住宅が、り災証明書により 全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯 の保護者 2. 生計中心者(世帯の中で最も収入が多い人で、園児を扶養している人)の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減(今年の収入が昨年の収入の1/2未満)があった世帯の保護者

☑減免額:

対 象 者		減免割合	
1. 所有又は居住する住 宅が、り災証明書に	全壊	全 額	
おり全壊、大規模半 壊又は半壊と判定さ	大規模半壊	土	
れた世帯の保護者	半壊	1/2額	
2. 生計中心者の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減があった世帯の保護者		収入見込み等の状況に応じて、減免の割合が異なりますのでご相談願います。	

□申請に必要な物:

申請書、印鑑、り災証明書の写し又は 離職証明書等

✓対象となる期間:

平成23年度

▶申請期間:

平成23年12月28日 🖙 で ※入園している幼稚園へ申請して下さい。

□その他:

私立幼稚園の保育料等については、私立幼稚園 就園奨励費補助金制度があります。国の幼稚園就 園奨励費補助金交付要綱の規定により補助されま すが、平成23年度の補助金額および災害にかかる 規定等について現在国で調整中のため、わかり次 第幼稚園を通じてお知らせいたします。

②就学援助費の助成(小・中学校)

教育部 学校教育課 内線 624

下記の「対象となる方」に、学用品費・学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。

□対象となる方(世帯で認定):

震災により次のいずれかに該当する場合

- 1. 所有又は居住する住宅が、り災証明書により 全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯 の保護者
- 2. 生計中心者(世帯の中で最も収入が多い人で、児童生徒を扶養している人)の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減(今年の収入が昨年の収入の1/2未満)があった世帯の保護者

☆援助の種類:

- (1) 学用品費(定額支給)
- (2) 校外活動費(宿泊あり、宿泊なしとも対象 → 実績に応じた額を支給)
- (3) 修学旅行費(実績に応じた額を支給)
- (4) 新入学用品費 (4月認定になっている新1年 生のみ対象 → 定額支給)
- (5) 学校給食費(実費支給)

▲申請に必要な物:

申請書、印鑑、り災証明書の写し又は 離職証明書等

☑対象となる期間:

平成23年度

□申請期間:

平成23年12月28日(水まで通学している学校へ申請して下さい。

③児童扶養手当の所得制限の特例

健康福祉部 社会福祉課 こども福祉係 内線 145

☑児童扶養手当の災害等に係る所得制限の 特例措置とは:

平成23年4月分から平成24年7月分までの手当について、所得制限が適用されなくなります。

☑対象となる方:

児童扶養手当受給者で、東日本大震災により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。

◇申請に必要な物:

社会福祉課窓口にて児童扶養手当被災状況書を記入いただきます。

▶申請期間:

本来は被災してから14日間に届けることとされていますが、厚生労働省からの通知により、当面の間受付します。

4保育所保育料の減免

健康福祉部 社会福祉課 こども福祉係 内線 145

名取市保育所運営費徴収規則第6条により災害その他特別の事情がある方に、市長が必要と認めた場合減免します。

(4)税金や保険料等の減免・猶予

①固定資産税・都市計画税の減免

総務部 税務課 固定資産税係 内線 162・163・169・176

課税対象の固定資産(土地・家屋・償却資産)が被害を受けた場合、条例で定めた被害程度に応じ、平成23年度に課する固定資産税等を減免します。(ただし、損害の程度によっては該当しない場合があります。)

□申請に必要なもの:

• 減免申請書、印鑑

△添付書類:

- ① り災証明書 又は り災届出証明書 (写しでも可)
- ② 農地の場合は、農業委員会が発行した り災 証明書
- ③ り災状況の写真(修繕前で被災箇所がわかるもの)がある場合は添付

②個人 市県民税・ 国民健康保険税の減免

総務部 税務課 市民税係 内線 166・167・168 健康福祉部 保険年金課

国民健康保険係 内線 123・124・125・126

所有されている住宅又は家財が被害を受けた場合、条例で定めた被害程度に応じ、平成23年度に課する市県民税・国民健康保険税を減免します。(ただし、所得及び損害の程度によっては、該当しない場合があります。)

◆申請に必要なもの:

• 減免申請書、印鑑

▶添付書類:

・り災証明書 又は り災届出証明書 (写しでも可)

③軽自動車税の課税止措置

総務部 税務課 市民税係 内線 166・167・168

今回の災害により、所有の軽自動車が使用不能又は所在不明となった場合、申し出により、平成23年度の課税を止める措置を行っております。ただし、今後正式に軽自動車協会及び東北運輸局宮城陸運支局に廃車手続きが必要になりますのでご注意願います。

125cc 以下のバイク、 小型特殊自動車(農耕用等)	名取市役所税務課
126cc ~ 250cc のバイク、 軽自動車	宮城県軽自動車協会 (☎ 022-232-5724)
251cc 以上ののバイク	東北運輸局宮城陸運支局 (☎ 050-5540-2011)

なお、普通自動車についての問い合わせは仙台 南県税事務所(**☎**022-248-2961) になります。

4市税の納期の延長

総務部 税務課 市民税係 内線 166·167·168 固定資産税係 内線 162·163·169·176

平成23年3月11日以降に到来する市県民税、 固定資産税、軽自動車税の納期限については、当分 の間、延長します。

また、平成23年度の各納税通知書の発送につきましては例年より遅くなります。

送付時期については、決定次第あらためてお知らせします。

※平成23年度市県民税 所得(非)課税証明書 の発行時期についても例年より遅くなります。 ✓参考: 例年の各納税通知書発送時期

① 市県民税(普通徴収) 6月中旬

② 市県民税(給与からの特別徴収分)

5月上旬

③ 固定資産税

5月中旬

④ 軽自動車税

5月中旬

⑤公的年金からの市県民税・国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者医療保険料の特別徴収の中止

今回の災害で甚大な被害を被った閖上及び下増田地区について、6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止します。これ以外の地区については、これまでどおり特別徴収を実施します。

お問い合せ先:

国民健康保険税······保険年金課 国民健康保険係(内線 123~126)

後期高齢者医療保険料・・・・・・・保険年金課 後期高齢者医療係(内線 121・122・132)

⑥土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、 固定資産課税台帳の閲覧

総務部 税務課 固定資産税係 内線 162・163・169・176

また、固定資産税課税台帳の閲覧についても、同窓口で4月1日金から開始しております。

⑦国民健康保険税の納期延長・ 暫定賦課の中止

健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係 内線 123・124・125・126

▲国民健康保険税の納期延長について:

平成23年3月・4月変更決定分(2月・3月 に国保加入などの異動があった人)の納期限を次 のとおり変更します。

〈変更前〉

3月分・・・3月31日(木)

4月分・・・5月2日(月)

〈変更後〉

3月・4月分・・・5月31日(火)

※変更決定通知書などについては、5月中旬に 発送します。

△国民健康保険税暫定賦課の中止について:

例年、暫定賦課(1期・4月、2期・5月)分の納税通知書を4月に送付していますが、平成23年度については、暫定賦課を行わないことにしました。

このことに伴い、その後の納期で暫定賦課分も 併せて課税することとします。

なお、平成23年度の課税開始時期などについては、決定次第お知らせします。

⑧納税の相談

総務部 税務課 納税推進係 内線 164・165

災害を受けられた方で納期内納付が困難な方は、税務課納税推進係まで相談ください。 住宅や家財等に被害があった方は、所得税等の申告の際、各種控除の対象となる場合がありま すので、り災証明書を用意しておいて下さい。

9介護保険料の減免・徴収猶予

健康福祉部 介護長寿課 内線 152・156・134

□介護保険料の減免とは:

下記の「対象となる方」の介護保険料を損害等の割合に応じて減免するものです。

☑対象となる方:

東日本大震災により居住する住宅が、り災証明 により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された第 1号(65歳以上)被保険者

※震災により生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減があった方についても該当になる場合がありますので、ご相談下さい。

☑減免割合:

全壊 : 全部 大規模半壊・半壊であるとき : 2分の1

☑減免期間:

平成23年3月から1年以内

▶申込期間:

平成23年6月30日(水)まで

◆申請に必要なもの:

• り災証明書(写し可)、印鑑

平成23年3月末日納期分の普通徴収〈平成22年第10期)について、該当する方すべてを対象に平成23年5月末日まで徴収を猶予します。 (申請等不要)

⑩国民年金保険料の免除

健康福祉部 保険年金課 医療年金課 内線 121・122・132

□対象者となる方:

国民年金加入者の被災された人で、住宅、家財、その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた人は、本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります。

▶申請期間:

平成23年7月末日まで

☑免除対象期間:

平成23年2月保険料分から 平成23年6月保険料分まで

①国民年金保険料の減免

健康福祉部 保険年金課 医療年金課 内線 121·122·132

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が減免されます。

☑対象となる方:

震災により国民年金保険料の納付が困難になったとき、下記の特例免除が適用される条件を満たす、国民年金第1号被保険者

・住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、 で本人からの申請に基づき国民年金保険料が 全額免除となります。(保険金、損害賠償金 等により補填された金額は除きます。)

→申込期間:

平成23年7月末日まで

□対象となる期間:

平成 23 年 2 月分国民年金保険料から 平成 23 年 6 月分まで

◆申請に必要なもの:

年金手帳、印鑑、国民年金被災状況届(市役所 窓口にあります)。所得の確認を行いますので 場合によっては、所得証明書、本人以外であれ ば委任状が必要になります。

⑫平成22年度後期高齢者医療保険料第9期分(普通徴収)の納期限の延長

健康福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 内線 121・122・132

□対象となる方:

後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料を納付書又は口座振替で納付している方の第9期分の納期限が平成23年3月31日でしたが、平成23年5月31日に延長をしました。

③平成23年度後期高齢者 医療保険料の減免

健康福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 内線 121・122・132

☑対象となる方 1:

後期高齢者医療制度の被保険者及び連帯納付義 務者(世帯主、配偶者)で、平成22年中の合計 所得金額が1,000万円以下の世帯で、災害等により住宅・家財等に著しい損害を受けた方です。

減免は、平成 23 年度の保険料について、次の割合で減免します。

損害の程度	前年の合計所得金額	減免割合
	500 万円以下	全額
損害割合が 10 分の 5	500 万円を超え 750 万円以下	2分の1
以上の場合	750 万円を超え 1000 万円以下	4分の1
損害割合が	500 万円以下	2分の1
10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	500 万円を超え 750 万円以下	4分の1
の場合	750 万円を超え 1,000 万円以下	8分の1

□申請に必要なもの:

り災証明書(写しでも可)、固定資産課税証明書、 災害補償費関係書類、印鑑(認印)など

☑対象となる方 2:

後期高齢者医療制度の被保険者及び連帯納付義務者(世帯主、配偶者)で、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、災害等により世帯主が死亡(行方不明を含む)し、又は納付義務者が心身に重大な障がいを受け、収入が著しく減少した方です。

減免は、平成 23 年度の保険料について、次の割合で減免します。

前年の合計所得金額	減免割合
250 万円以下	所得割額全額
250 万円を超え 500 万円以下	所得割額 10 分の8
500 万円を超え 750 万円以下	所得割額 10 分の 6
750 万円を超え 1000 万円以下	所得割額 10 分の 4

▶申請に必要なもの:

り災証明書(写しでも可)、収入申立書、預貯 金通帳(世帯員全員)、印鑑(認印)など

(4) 平成23年度後期高齢者 医療保険料の徴収猶予

健康福祉部 保険年金課 後期高齢者医療係 内線 121・122・132

☑対象者となる方:

後期高齢者医療制度の被保険者で、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方など、定められた期限内に保険料を納めることが困難な方です。

6ヶ月を限度に保険料の納付を猶予します。

□申請に必要なもの:

• り災証明書(写しでも可)、印鑑(認印)など

(5)水道料金・下水道使用料等の減免

①水道料金等の減免

水道事業所 料金係 内線 242·243

平成23年3月分・4月分・5月分の水道料金等(下水道・農集排使用料を含む)について、下記のとおり取り扱います。

③給水装置の破損による漏水があった場合は、過去の実績水量に基づき水量を減量して、改めて料金を計算しますので、ご連絡願います。

□3月分料金等(2月検針分):

現在、納入期限を延長し、3月28日の口座振替を一旦停止しました3月分料金につきましては、次のとおりとします。

- ① 甚大な被害を受けました沿岸地区(閖上・北 釜地区など)の津波被災の皆様につきまして は、全額免除とします。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、納入 期限を平成23年7月31日まで延長しますの で、当初の請求額通りお支払い願います。

毎月、納入通知書をご利用のお客様は、そのまま納入通知書にてお支払いください。

なお、当初発送しました納入通知書の納入 期限は3月末日ですが、期限を過ぎても使用 できます。また、納入期限を延長したことに よる金額変更はありません。

口座振替をご利用のお客様につきましては、**7月15日**倫に振替を行います。

なお、4月以降の口座振替は通常どおり毎月28日(金融機関休業日の場合は翌営業日) に行いますので、ご了承願います。

□4月分料金等(3月検針分):

- ① 沿岸沿いの津波被災地区分(閖上・北釜地区 など)につきましては、4月分の料金は免除 します。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、全世帯、基本料金(下水道・農集排の基本使用料含む)を減免します。

4月分料金の納入通知書発送は4月11日、口座 振替は4月28日に行っています。

□5月分料金等(4月検針分):

- ① 沿岸沿いの津波被災地区分(閖上・北釜地区 など)につきましては、5月分の料金は免除 します。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、全世帯とも前3ヶ月(12月~2月検針時)の平均水量を求め、4月検針時の水量と比較して少ない方の水量で料金を計算します。

<u>5月分料金の納入通知書発送は5月10日、口座</u> 振替は5月30日に行います。

	①沿岸の津波被災地区は免除。
3月分料金 (2月検針分)	②そのほかの地区は納入期限を7月末日まで延長し、3/28 口座振替を停止した分については、7月15日金に振替します。
4月分料金 (3月検針分)	①沿岸の津波被災地区は免除。
	②そのほかの地区は基本料金を減免して 請求します。
	③給水装置の破損による漏水は、過去の 実績水量に基づき水量を減量し料金を 計算します。
5月分料金(4月検針分)	①沿岸の津波被災地区は免除。
	②そのほかの地区は、前3ヶ月平均水量 を求め、4月検針時の水量と比較して 少ない方の水量で料金を計算します。

(6)医療費や介護サービス等の減免等

①介護保険サービス利用料の減免

健康福祉部 介護長寿課 内線 152・156・134

□介護保険サービス利用料の減免とは:

下記の「対象となる方」が介護保険サービスを 利用した場合に負担する利用者負担金を、損害等 の割合に応じて減免するものです。

☑対象となる方:

東日本大震災により居住する住宅が、り災証明 により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された要 介護被保険者(※)等。

◇震災により生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減があった方についても該当になる場合がありますので、ご相談下さい。

□申請に必要なもの:

り災証明書 (写し可)、印鑑

□申込期間: 平成23年6月30日休まで

□対象となる期間:

平成 23 年 3 月サービス利用分から 平成 24 年 2 月サービス利用分まで

□支援の内容:

次の割合で減免されます。

全壊: 全部大規模半壊・半壊であるとき: 2分の1

◇給付サービスの1割負担についての減免措置ですので、給付対象外の食費・居住費については、減免対象にはなりません。

(※)「要介護保険者等」とは、介護保険のサービスを利用するため要介護認定を受けられた方々のことをいいます

②障害福祉サービス等利用者 負担金の支払猶予

□障害福祉サービス等利用者負担金の 支払猶予とは:

下記の「対象となる方」が障害福祉サービスを 利用した場合に負担する利用者負担金の支払を猶 予するものです。

△対象となる方:

- 住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災 をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を 負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方

|健康福祉部 社会福祉課 福祉係 |内線 | 143・149

• 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

□支払猶予となるサービス:

介護給付、訓練等給付、自立支援医療(更生医療、精神通院)、補装具、地域生活支援事業

☑取扱いの期間:

当面、平成23年5月までの障害福祉サービスに 係る利用者負担金について、同年5月末日までの 支払を猶予します。

利用者負担金の減免については、取り扱いが決まり次第お知らせします。

③各種健診個人負担金の免除

健康福祉部保健センター ☆382-2456

□各種健診個人負担金の免除とは:

下記の「対象となる方」に対し、<u>平成23年度</u> <u>に実施される健診</u>(がん検診・特定健康診査(国 保の方)・骨粗しょう症検診・肝炎検査等)の個 人負担金を免除するものです。

△対象となる方:

市内に住所を有する方

(1) 震災により居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された方

- (2) 震災により主たる生計維持者が次により著しい収入減となった方
 - ① 死亡や重篤な傷病を負った方
 - ② 事業の廃止になった方等

△健診受診時に必要なもの:

「り災証明書」の提示が必ず必要になります。

④被保険者証がなくても 医療機関を受診することが できます

健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係、後期高齢者医療係 内線 121·122·123·124·125·126·132

☑対象となる方:

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者で、被災地の住民であった方は、氏名・生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。

被保険者証の再発行につきましては、後日、被 災された皆様の生活状況が落ち着いてから保険年 金課窓口で再交付を受けてください。

⑤医療費自己負担額の 支払いが猶予されます

健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係、後期高齢者医療係 内線 121·122·123·124·125·126·132

□対象となる方:

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかの申し立てを医療機関窓口でした場合、医療費自己負担額の支払いが猶予されます。

- ① 住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した旨

- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ⑥ 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避 難指示・屋内退避指示の対象となっている 旨(福島第1原発から半径30キロ圏内)

なお、この取扱いは当面、平成23年5月診療分までが対象となります。

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

6乳幼児医療助成制度の 所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係 内線 121·122·132

▶31 □ 1 3 3 5 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 8 8 7 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 8 9 8 8 9 8 8 8 9 8</p

下記の「対象となる方」に対して、乳幼児医療 費助成制度の所得制限にかかわらず助成するもの です。

☑対象となる方:

現在、所得制限により受給停止になっている方、 又は未申請の方で次に該当する場合

- 1. 震災により保護者又は同居の親族が所有する 住家が、り災証明書により、全壊又は大規模 半壊と判定された場合
- 2. 震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる場合

▶申込期間:

平成24年9月30日まで

□対象となる期間:

平成23年3月1日から平成24年9月30日まで ※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対 象月からとする。

◇申請に必要な物:

- 1. 受給停止となっている方 特例助成申請書、り災証明書(写し可)、(別 途確認の書類が必要になる場合があります。)
- 2. 未申請の方

資格登録申請書、特例助成申請書、お子様の 健康保険証、保護者名義の金融機関の預金通 帳、り災証明書(写し可)又は特別の事由に 該当することを証明できる書類

⑦母子・父子家庭医療費助成制度の 所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係 内線 121·122·132

□母子・父子家庭医療費助成制度の 所得制限の特例:

下記の「対象となる方」に対して、母子・父子家 庭医療費助成制度の所得制限にかかわらず助成する ものです。

□対象となる方:

現在、所得制限により受給停止になっている方、 又は未申請の方で次に該当する場合

- 1. 震災により保護者又は同居の親族が所有する 住家が、り災証明書により、全壊又は大規模 半壊と判定された場合
- 2. 震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる場合

△対象となる期間:

平成23年3月1日から平成24年9月30日まで ※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対 象月からとする。

◇申請に必要な物:

- 1. 受給停止となっている方 特例助成申請書、り災証明書(写し可)(別 途確認の書類が必要になる場合があります。)
- 2. 未申請の方

資格登録申請書、特例助成申請書、戸籍謄本、 対象者の健康保険証の写し、保護者名義の金 融機関の預金通帳、り災証明書(写し可)又 は特別の事由に該当することを証明できる書 類

○申込期間: 平成24年9月30日まで

⑧心身障害者医療費助成制度の 所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係 内線 121·122·132

○心身障害者医療費助成制度の 所得制限の特例:

下記の「対象となる方」に対して、心身障害者 医療費助成制度の所得制限にかかわらず助成する ものです。

☑対象となる方:

現在、所得制限により受給停止になっている方、 又は未申請の方で次に該当する場合

- 1. 震災により障害者又は同居の親族が所有する 住家が、り災証明書により、全壊又は大規模 半壊と判定された場合
- 2. 震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる場合

□申込期間:

平成 24 年 9 月 30 日 金まで

□対象となる期間:

平成23年3月1日から平成24年9月30日 金まで ※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対 象月からとする。

□申請に必要な物:

- 1. 受給停止となっている方 特例助成申請書、り災証明書(写し可)(別 途確認の書類が必要になる場合があります。)
- 2. 未申請の方

資格登録申請書、特例助成申請書、対象者の 健康保険証の写し、保護者名義の金融機関の 預金通帳、身体障害者手帳、り災証明書(写 し可)又は特別の事由に該当することを証明 できる書類

2 住まいの確保・再建のための支援

(1)融資制度

①住宅の建替え・購入・補修に関する融資

□制度名:

災害復興住宅融資

☑対 象:

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明の交付を受けた方

お問い合わせ先

独立行政法人住宅金融支援機構

お客様コールセンター (災害専用ダイヤル) フリーダイヤル 0120-086-353

- ※ I P電話などでご利用いただけない場合の 連絡先:☎ 048-615-0420
- ※電話相談は、土曜日、日曜日も実施します。営業時間 9:00 ~ 17:00

ホームページ:

http://www.jhf.go.jp/index.html

(2)現物支給

①住宅の応急修理制度

東日本大震災により「全壊・大規模半壊又は半壊 した住宅」を市町村が工事業者に依頼して、一定の 範囲内で応急修理する制度です。

☑対象となる世帯:

次のすべての要件を満たす世帯が対象となります

- ① 全壊・大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避 難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用 しないこと

☑所得制限:

全壊・大規模半壊の場合は所得制限はありませんが、半壊の場合は平成21年の世帯全体の年収等に次のような制限があります。

① 世帯全体の年収が500万円以下

健康福祉部 社会福祉課(生活支援給付部) 内線 650・☎022-383-6232

- ② 世帯全体の年収が500万円を超え700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③ 世帯全体の年収が700万円を超え800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

△修理限度額:

1世帯あたり 52 万円が限度です。 1 戸に 2 以上の世帯が居住している場合でも 1 世帯あたりの限度額となります

△必要書類:

- 住民票
- り災証明書
- ・半壊の場合、平成21年の世帯全体の年収等が 確認できる証明書

3 農林漁業者、中小企業等への支援

(1)農林漁業者向け融資制度

①水産業制度資金

生活経済部 商工水産課 内線 404

宮城県において水産業関連のさまざまな制度資金のご相談を受け付けしています。

なお、日本政策金融公庫において特別相談窓口の設置及び電話相談も実施しています。

☑相談窓口一覧:

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部 宮城県農林水産部農林水産経営支援課

水産業経営相談室

(宮城県漁業信用基金協会内)

日本政策金融公庫仙台支店 又は 事業資金相談ダイヤル **☎**022−365−0192

☎022−211−2756

☎022-221-5326

☎022−211−2331

0120-154-505

②農業近代化資金

生活経済部 農政課 内線 414

➡制度等の名称:

農業近代化資金

□実施主体:

農協等金融機関

: 各象位□

災害で農業用施設等に被害を受けた農業者

△支援等の内容:

農地、農機具、畜舎、農業用施設等の復旧に必 要な資金を融資

(1) 利 率 1.60%

(認定農業者特例:0.75~1.05%)

(2) 限度額 個人 1,800 万円

法人 3,600 万円

(3) 融資率 80%以内

(認定農業者特例:100%以内)

(4) 償還期間 7年~18年以内

(うち据置2年~7年以内)

お問い合わせ先

JA 名取岩沼 金融部 資金融資課

2 022-384-5112

名取市役所 生活経済部 農政課

2 022-384-2111

③農林漁業セーフティネット資金

生活経済部 農政課 内線 414

□制度等の名称:

農林漁業セーフティネット資金

□実施主体:

㈱日本政策金融公庫

□対象者:

災害や経営環境の変化等により経営状況が悪化 した農林漁業者

■支援等の内容:

経営の再建、経営の維持安定に必要な運転資金 を融資

(1) 利 率 0.75%~ 1.05%

(2) 限度額 600万円

場合により限度額の引き上げが

可能

(3) 融資率 100%以内

(4) 償還期間 10年以内(うち据置3年以内)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業

2 022-221-2331

名取市役所 生活経済部 農政課

2 022-384-2111

④農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

生活経済部 農政課内線 414

試制度等の名称:

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

□実施主体:

㈱日本政策金融公庫

☑対象者:

災害で農業用施設等に被害を受けた農業者 (認定農業者)

□支援等の内容:

被災した農業用施設や農地等の復旧に必要な資金を融資

(1) **利** 率 0.75%~1.60% (一定の要件を満たす場合、貸 付当初5年間は無利子) (2) **限度額** 個人 1.5 億円 (特認 3 億円) 法人 5 億円 (特認 10 億円)

(3) 融資率 100%以内

(4) 償還期間 25年以内(うち据置10年以内)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業

202 - 221 - 2331

名取市役所 生活経済部 農政課

202 - 384 - 2111

⑤農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)

生活経済部 農政課 内線 414

□制度等の名称:

農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)

□実施主体:

㈱日本政策金融公庫

☑対象者:

災害で農林漁業用施設に被害を受けた 農林漁業者等

△支援等の内容:

被災した農林漁業用施設等の復旧に必要な資金 を融資

- (1) 利 率 0.75%~ 1.60%
- (2) 限度額 1施設あたり300万円 (特認600万円)

(3) 融資率 80%以内

(4) **償還期間** 15 年以内(うち据置3年以内) (農林漁業施設)

> 25 年以内(うち据置 10 年以内) (果樹改植・捕植)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業 ☎ 022-221-2331

名取市役所 生活経済部 農政課

2 022-384-2111

(2)中小企業者向け融資制度

①災害に対する資金繰り支援

生活経済部 商工水産課 内線 403

①災害復旧貸付(日本公庫) • 危機対応業務(商工中金)

□対象者:

災害により被害を受けた中小企業者

※電話相談は、土・日・祝日も実施します。 受付 9:00~17:00

₩貸付限度額:

日本政策金融公庫中小事業 1.5 億円、国民事業 3千万円(いずれも別枠)、商工組合中央金庫 1.5 億円(別枠)

【】貸付利率(注):

日本政策金融公庫中小事業 1.75% 国民事業 2.25% 商工組合中央金庫 1.75%

注貸付期間 5年以内の基準利率(平成 23年 3月 12 日現在)。利率は、返済期間等の 事情により変動。

お問い合せ先

日本政策金融公庫

• 平日 0120-154-505

0120-220-353(国民生活事業)

• 休日 (0120-327-790 (中小企業事業)

0120-926-478 (農林水産事業)

商工組合中央金庫

• 平日 0120-079-366

• 休日 0120-542-711

②セーフティネット保証(5号)

☑対象者:

指定された業種(注1)に属し、売上高の減少 等(注2)について市の認定を受けた中小企業者

- (注1) 平成23年4月1日から平成23年9月30日は82業種が対象(農林水産業、金融業等は対象外)
- (注2) 売上高等の減少率の基準があります。

₩保証限度:

2億8千万円以内(無担保8千万円) 一般保証と別枠。災害関係保証(保証協会) と同枠。融資額の全額を保証。

□ 保証料率、保証期間:

県信用保証協会(TEL022-225-5230)に お問い合わせ下さい

②中小企業者向け融資制度

生活経済部 商工水産課 内線 403

	中小企業振興資金	小企業小口資金
融資対象者	中小企業者	個人事業者
融資限度額	2,000 万円	350 万円
融資期間	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内	運転資金 3 年以内 設備資金 5 年以内
融資利率	年 2.2%(平成 23 年 4 月 1 日現在)	
担保	なし	
連帯保証人	1名以上	なし
取扱金融機関	七十七銀行増田・閖上・名取西支店、仙台銀行名取支店、 宮城第一信用金庫名取支店、仙南信用金庫名取支店	
保証料	市から全額補給	
問い合わせ先	市商工水産課、市商工会、取扱金融機関	

(3)勤労者向け融資制度

①勤労者に対する融資制度

生活経済部 商工水産課 内線 403

☑制度等の名称:

勤労者生活安定資金融資制度

☑対象者:

市内在住の勤労者(原則20歳以上で、前年度 税込年収150万円以上の方)

△融資限度額:

200万円以内

☑融資期間:

5年以内

▶融資利率:

2.5% (平成23年4月1日現在)

₩保証関係:

日本労働者信用基金協会の保証

☑使いみち:

本人又はその被扶養者の通勤用自家用車購入、婚姻、出産、療養、学業、葬祭などに要する資金

▶取扱金融機関:

東北労働金庫 岩沼支店

お問い合わせ先

東北労働金庫岩沼支店 **25**0223-29-2222

4 その他の支援

①なとりさいがいFM 「なとらじ はちまる・いち」

➡設置場所·連絡先:

市役所内特設スタジオ ☎022-384-2466

□情報提供放送

毎日午前9時~午後5時まで

○ 周波数: 80.1MHz

②平成23年東日本大震災による市内の被害状況

平成23年4月20日現在



がんばろう 日本!

がんばろう 名取!

希望を持って!

地震に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

名取市ホームページ

(市民の広場: 防災情報) URL http://ict.city.natori.miyagi.jp/main_emg.asp

宮城県ホームページ URL http://www.pref.miyagi.jp/内閣府ホームページ(防災情報) URL http://www.bousai.go.jp/